

漏電遮断器設置義務規定

●：設置義務あり ×：設置義務なし —：該当なし

法規	設置機器と環境	対地電圧 使用電圧	150V以下			150V超過	
			60V 以下	100V	単3 200V	200V	415V
電気設備 技術基準	金属製外箱を 有する機器 (第41条)	1. 水気がある場所	×	●	●	●	●
		2. 湿気の多い場所	×	×	×	●	●
		3. 乾燥した場所	×	×	×	×	●
		4. 機械器具を発・変電所、開閉所およびこれに準ずる場所に施設する場合	×	×	×	×	×
		5. 機械器具内に▽適用の漏電遮断器を施設し、引出部を補強した場合	×	×	×	×	—
		6. 接地抵抗値が3Ω以下の場合	×	×	×	×	●
		7. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	—
		8. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
		9. ゴム、合成樹脂などの絶縁物で被覆した機器	×	×	×	×	●
		10. 誘導電動機の二次側に接続される機器	×	×	×	×	●
		11. 電気浴器・電気炉・電気ボイラ・電解槽など	×	×	×	×	●
	人が容易にふれるおそれがある場合	12. 特高・高圧電路に変圧器によって結合される低圧電路（発・変電所の電路を除く）(第41条)	×	×	×	×	●
		13. 住宅屋内で対地電圧150Vをこえる電路に施設する2kW以上の機器(第177条)	—	—	—	●	—
		14. 火薬庫内に施設する機器(第210条)	●	●	●	—	—
		15. フロアヒーティング、パイプラインなどの電熱装置(第243条)(第243条の2)	●	●	●	●	●
		16. 電気温床などの施設(第244条)	●	●	●	●	●
		17. プール用水中照明灯などの施設(第247条)	● (30V以下×)	●	—	—	—
		18. 地上に施設する電路で電線がキャブタイヤケーブルである場合(第156条)	×	×	×	×	●
		19. 接地工事が困難な場所(第18条・28条)(注)①	●	●	●	●	●
		20. コンクリート埋設の臨時配線(第252条の2)	●	●	●	●	—
		21. ライティングダクトを人が容易に触れるおそれのある場所に施設する時(第200条)	●	●	●	●	—
		22. 平形保護層工事(第200条の2)	●	●	●	—	—
労働安全 衛生規則	移動式・可搬式の 電動機械器具 (第333条 第334条)	23. 水などの誘電性の高い液体で湿潤している場所	● (50V以下×)	●	●	●	●
		24. 鉄板上・鉄骨上・定盤上など誘電性の高い場所	● (50V以下×)	●	●	●	●
		25. 上記23・24以外の場所	×	×	×	●	●
		26. 絶縁変圧器を使用した非接地回路	×	×	×	×	●
		27. 絶縁台上で使用する場合	×	×	×	×	×
		28. ▽適用の2重絶縁構造の機器	×	×	×	×	—
		29. 作業者が絶縁電線または移動電線に接触するおそれがある場合(第336条)	● (50V以下×)	●	●	●	●

(注)①漏電遮断器装置を設置すれば接地抵抗値は500Ω以下でよい。また接地工事ができない場合には、15mA感度品(0.1秒以内)を設置しなければならない。(300V以下、100A以下に限る。)

■一部漏電警報装置で代用できる場合があります。
■詳細は、「電気設備技術基準」「労働安全衛生規則」を参照下さい。